

## 令和 4 年度 国土交通省スマートシティ実装化支援事業公募要領

## 1. 公募の趣旨・概要等

## (1) 事業の概要

都市が抱える課題を解決し新たな価値を創出するため、先端的技术や官民データを活用し、都市活動や都市インフラの管理及び活用を高度化するスマートシティに関する取り組みに対する支援を行うことで、スマートシティの社会実装化を加速することを目的として、実行計画に基づく先端的技术等を活用した先進的な都市サービスの実装化に向けて取り組む実証事業等を支援するものである。

なお、事業の実施にあたっては、「参考資料 1：技術研究開発費（スマートシティ実装化支援事業）制度要綱」および「参考資料 2：技術研究開発費（スマートシティ実装化支援事業）交付要綱」に則ること。

## (2) 応募主体

地域におけるスマートシティの社会実装化を行うため、次の各号に掲げるものから構成される組織（コンソーシアム）

- 一 地方公共団体
- 二 民間事業者又は大学・研究機関等

## (3) 支援事業の選定

令和 4 年度に実施する実証事業（10～20 事業程度）に対し、「スマートシティ実装化支援事業」（国土交通省都市局：令和 4 年度 2.65 億円）により財政支援を行う。合同審査会による評価を行い、その結果に基づき採択候補先を選定する。本支援に採択された事業は、企画提案を行ったスマートシティ実行計画に基づく実証事業の取組内容を実施するとともに、報告書にとりまとめる。

なお、支援額は 1 プロジェクトあたり 2,000 万円を上限とし、かつ実行計画に基づく事業において補助事業者が負担する額を超えない範囲とする。予算の範囲内での補助であり、補助額が申請額を下回る可能性があることに留意すること。

なお、選定を行わなかった事業についても、希望するにコンソーシアム対しては、スマートシティの推進に向けた情報提供や助言等の支援（ハンズオン支援）を行う。

## 2. 応募書類記載内容

下記【A】～【D】について、記載すること。

【A】「別紙 3：令和 4 年度スマートシティ関連事業応募様式」（共通事項）、「別紙 3-2：スマートシティセキュリティガイドライン導入チェックシート」

※「別紙 2：令和 4 年度スマートシティ関連事業の公募について」参照

【B】「別紙 3：令和 4 年度スマートシティ関連事業応募様式」（国土交通省都市局）

## (1) 事業概要（1 枚）

スマートシティ実行計画の概要、スマートシティ推進体制、目標（KPI）、実証事業の内

容、スケジュールについて記載すること。

※体制・目標（KPI）・スケジュールは、実行計画に記載のスマートシティの取組全体について記載

(2) スマートシティ実行計画の概要（1枚）

実行計画の概要（どのような技術を用いて、いつまでに何を行うか）、街の課題と解決方法等について記載すること。

(3) 実証事業の取組概要・検証内容（2枚）

(2) で記載した実装に向けた課題解決のために本実証実験で実証したい仮説、仮説の検証に必要な実証実験の具体的な内容（対象分野、実証事業実施体制、実証実験の内容等）、について記載すること。ただし、地域の課題解決や新たな価値の創出に向けた先進的・先駆的な取組が対象であり、既存技術の導入効果の検証、他地域で実装済みの取組や机上検討のみの実証事業は対象外である。

なお、「別紙 8-2 スマートシティ実装化支援事業応募時のチェックリスト」への記載内容を踏まえて記載すること。

表 1 対象分野

(ア) 交通・モビリティ	(イ) エネルギー	(ウ) 防災
(エ) インフラ維持管理	(オ) 観光・地域活性化	(カ) 健康・医療
(キ) 農林水産業	(ク) 環境	(ケ) セキュリティ・見守り
(コ) 物流	(サ) 都市計画・整備	(シ) その他

(4) プロジェクトの事業費（1枚）（評価対象外）

実証事業の費用及びその他の実行計画に記載の事業の費用を記載すること。なお費用の内訳として国庫補助金とその他（コンソーシアムによる負担等）を明記すること。

(5) 費用分担（1枚）

実証内容の実装に向けて、費用分担を初期段階および将来像に分けて記載すること。なお、「別紙 8-2 スマートシティ実装化支援事業応募時のチェックリスト」への記載内容を踏まえて記載すること。

(6) スケジュール（1枚）

当実証事業に関する今年度のスケジュール（短期的）及び実証事業後からサービス等が実装されるまでの具体的なスケジュールについて記載すること。（遅くとも令和 7 年度までに実装）

(7) その他スマートシティ推進に係る取組（1枚）

「別紙 8-2 スマートシティ実装化支援事業応募時のチェックリスト（6）その他」を参照し、スマートシティの推進に係るその他取組について記載

【C】「別紙 8-2 スマートシティ実装化支援事業応募時のチェックリスト」

スマートシティ・ガイドブックやスマートシティモデルプロジェクトからえられた知見集等を元に、スマートシティの実証事業を実装に向けて持続可能で効果的なものとするために、重要なポイントを取りまとめている。

チェック欄（C列）に該当する場合には「○」をつけるとともに、取組内容の説明（D列）に、取組内容が記載されている提出資料の番号やスマートシティ実行計画のページ数等を記載、提出資料に関連する記載がない場合は、実施している取組内容を記載すること（HP の URL の記載も可）。

なお、本チェックリストは、取組の状況を客観的にセルフチェックするために作成しているものであり、すべての項目に○がつくことが応募の必須条件ではない。

(参考：スマートシティ・ガイドブック

[https://www8.cao.go.jp/cstp/society5\\_0/smartycity/index.html](https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/smartycity/index.html))

(参考：スマートシティモデルプロジェクトからの知見集

[https://www.mlit.go.jp/toshi/tosiko/toshi\\_tosiko\\_tk\\_000063.html](https://www.mlit.go.jp/toshi/tosiko/toshi_tosiko_tk_000063.html))

#### 【D】スマートシティ実行計画（評価対象外）

次に掲げる事項を記載したスマートシティ実行計画を提出すること。なお、補助事業と併せて実施する補助事業以外の関連事業についても、必要に応じて記載するものとする。

また、支援が決定した補助事業者は当該実行計画をインターネットの利用により公表するものとする。

- 一 地域名及び対象区域
- 二 事業名称
- 三 区域の目標・課題
- 四 事業概要（補助事業及び関連事業）
- 五 事業実施体制
- 六 スマートシティ実装に向けたロードマップ
- 七 持続可能な取組とするための方針
- 八 その他必要な事項

### 3. 企画提案の評価基準

選定にあたっては、地域性を考慮しつつ、以下の重点支援する取組及び表2の評価基準に基づき、合同審査会の審議を経て、選定を行う。

#### 【重点支援する取組】

- ・都市インフラの高度化、エリアマネジメントやデータを活用したプランニングを統合的に進める取組  
例：都市の再開発事業や都市空間の新たな活用に関する取組と連携し、市民生活の向上に直結するサービス
- ・地方整備局等とのデータや技術連携を高める取組  
例：国側の河川・道路データ・システムと連携し、市民生活の向上に直結するサービス

表2 評価基準

【評価項目】

評価番号	評価の観点
(1) 適合性	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実証実験が「スマートシティ・ガイドブック」に基づき、「3つの基本理念：市民（利用者）中心主義」（“ Well-Being の向上 “ に向け、市民目線を意識し、市民自らの主体的な取組を重視）、「3つの基本理念：ビジョン・課題フォーカス」（「新技術」ありきではなく、「課題の解決、ビジョンの実現」を重視）及び「3つの基本理念：分野間・都市間連携の重視」（複合的な課題は広域的な課題への対応等を図るため、分野を超えたデータ連携、自治体を越えた広域連携を重視）等が明確に示されていること。</li> <li>・地域が必要としている実証テーマを選定しているか</li> <li>・システムの構築や技術の確立や活用を目的とした検証となっていないか</li> </ul>
(2) 「具体性・実行性」	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実証実験の実施に関して、行政の担当課などが参画する実施体制を確立しているか</li> <li>・実証事業の検証内容について、事前に専門家等からのアドバイスにより、実証を行わずとも確認可能な事項と実証実験を行って検証すべき項目や検証方法が明確であるか</li> <li>・個人情報保護等の法律・ガイドライン等を遵守した対応となるよう、関連する法律・ガイドライン等を十分に調査されているか</li> <li>・個人情報の取扱等について、実証実験参加者に丁寧に説明し、同意を得ることが計画されているか</li> </ul>
(3) 「継続性」	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度までの実装が可能であり、実装までの取組が明確であるか</li> <li>・実装主体が明確であるか</li> <li>・実装を見据えた役割分担及びリスク分担や実装時の費用負担が明確であるか</li> <li>・（行政主導型の場合）実装に向けて、住民サービスの向上や行政業務の効率化に寄与すること、長期的視点で取り組みが有効であること等を示しながら、行政予算の確保・継続確保に向けた取組を行うこととしているか</li> <li>・（エリアマネジメント型の場合）実装に向けて、新技術・サービスを実装することで生じるエリア価値の向上、来訪者の満足度の向上や他地区での導入等の間接的効果も検証することとしているか</li> </ul>
(4) 「汎用性・発展性」	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・他の都市での活用や連携を見据えて、実証事業で得られた知見・課題等をわかりやすく整理し、公表することとしているか</li> <li>・実証実験の段階からデータ・システム連携を見据え、データ連携基盤や規格・システムの異なる複数メーカーの製品を統一的に管理できるシステムを整備・活用することとしているか</li> <li>・全国横展開に向けて、API やデータ仕様の公表など、将来の効率的なデータ・システム連携やベース・レジストリの整備を見据えた対応をすることとしているか</li> </ul>
(5) 「先進性」	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市が抱える課題を解決し新たな価値を創出するため、先端的技術や官民データを活用し、都市活動や都市インフラの管理及び活用を高度化する取組であるか</li> <li>・確立・商用化された民間サービス・技術の導入検討となっていないか。</li> <li>・アプリの活用など、他のサービスや他地区で既に類似の取組が導入されていないか。</li> </ul>

(6) その他：スマートシティを推進に関する取組

- ・トップである首長がチャレンジする意識を庁内外に表明し、市の重要政策に位置づけるなど、首長自らが牽引しながら、都市の目指す姿を住民・事業者にも浸透させ、取り組みを進めることとしているか
- ・スマートシティ推進部署を設置し、スマートシティ推進部署と挑戦する首長との緊密なコミュニケーションが図れること及び、全庁的にスマートシティを推進する意識が根付くことに留意した体制の構築することとしているか
- ・外部人材をアドバイザーとして活用し、外部人材が主体的に活動しやすい環境を整え、スマートシティの取組全体へ助言・関与を可能とする体制を構築することとしているか
- ・地域の社会人や学生向けに産官学連携による教育プログラムを提供する等により、地域におけるデジタルの担い手を育て、地域と一体となった人材育成を行うこととしているか
- ・行政と地元大学が包括的に連携することで、大学に所属する多分野の専門家の知見を活かした実証やサービスが構築できる体制とすることとしているか
- ・IT 関係のカリキュラムの構築、実証実験への参画などいろいろな方法で、スマートシティの取組に地域の学生が参画することとしているか
- ・主に実行計画に関して、「スマートシティリファレンスアーキテクチャ ホワイトペーパー」に基づき、スマートシティの構成要素が明確に整理されているか

4. 応募手続き

(1) 企画提案書の提出等について

○担当部局と提出方法

「別紙2：令和4年度スマートシティ関連事業の公募について」Ⅲ. 応募手続を参照すること

※受領できるファイルサイズは10MBであるため、容量を超える場合の対応は、担当部局に問い合わせること

○提出書類とファイル形式／ファイル名

①「別紙3-1：令和4年度スマートシティ関連事業応募様式」

共通事項および本事業の対象箇所（本公募要領2. 応募書類記載内容を参照）について記載の上、提出すること。

パワーポイント形式／ファイル名「(団体名) R4 スマートシティ」

②「別紙3-2：スマートシティセキュリティガイドライン導入チェックシート」

エクセル形式／ファイル名「(団体名) R4 スマートシティセキュリティ」

③「別紙8-2：スマートシティ実装化支援事業応募時のチェックリスト」

エクセル形式／ファイル名「(団体名) R4 チェックシート」

④スマートシティ実行計画（A4縦）：

PDF ファイル形式／ファイル名「(団体名) 実行計画」

※支援が決定した補助事業者は当該実行計画をインターネットの利用により公表するものとする。

(2) 企画提案にあたっての相談、問い合わせ

企画提案しようとする案件の内容についての相談や企画提案書類の作成方法等の問い合わせ

は、下記の担当部局にて受け付ける。なお、提案者間の公平のため、問い合わせ内容とそれに対する回答内容は、問い合わせ者を伏せた上で、基本的にホームページにて公開する。

国土交通省 都市局 都市計画課 大嶋、武内（内線 32672、32674）

電話：03-5253-8111 直通：03-5253-8411 FAX：03-5253-1590

mail：hqt-smartcity-mlit\_atmark\_gxb.mlit.go.jp

（3）企画提案書に係るヒアリングの有無、日時及び場所

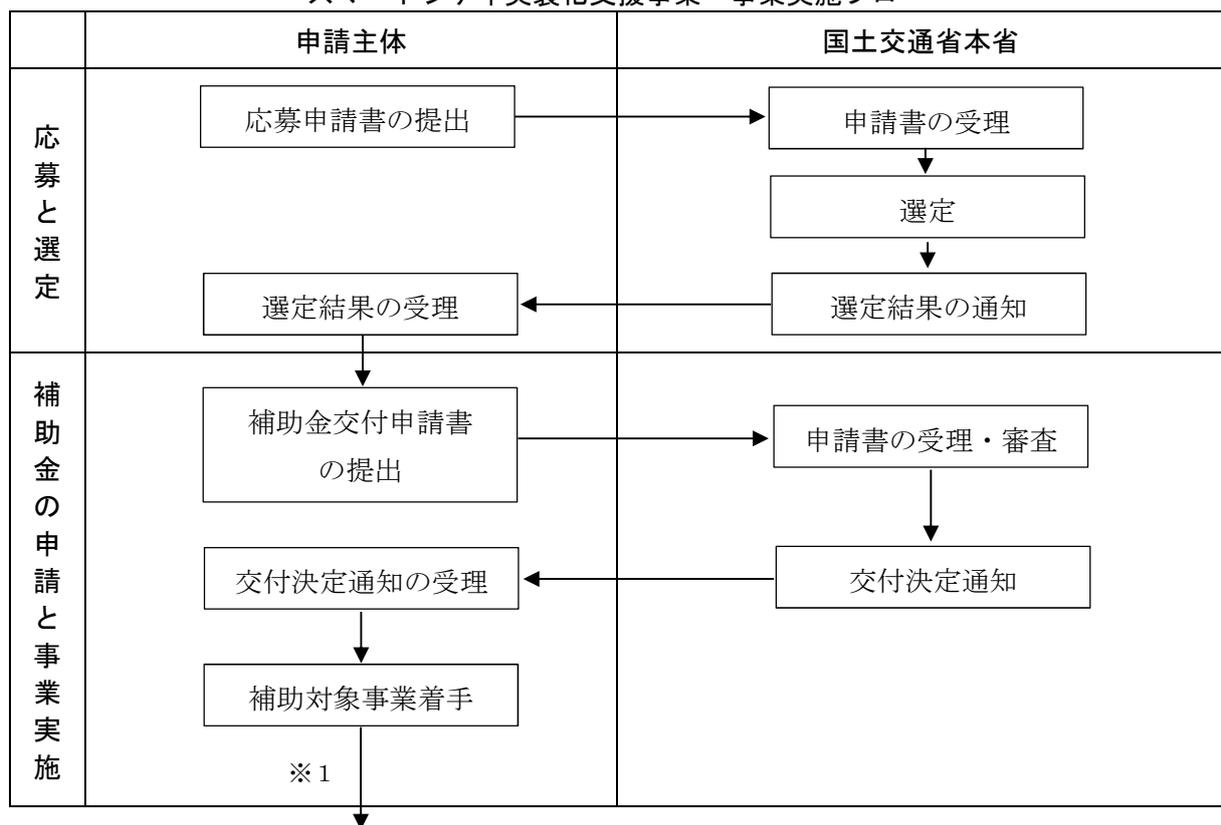
本事業の選定過程において、ヒアリングを実施する可能性がある。その場合は、別途通知する。

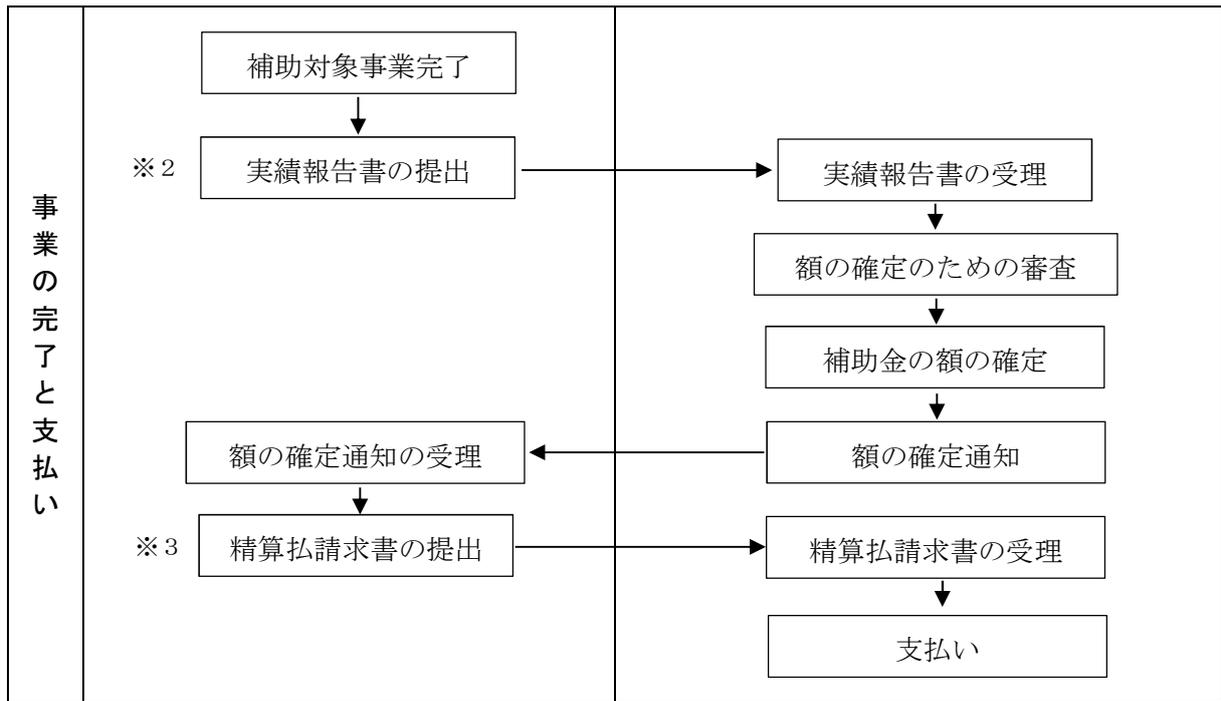
（4）交付手続き

合同審査会により選定された採択候補先について、国土交通省は提案内容の遂行に支障がないか等を確認した上で、最終的な交付決定を行う。また、採択された提案内容については、必要に応じて、応募主体との間で調整の上、修正等を行うことがある。

以下に事業実施フローとして選定及び交付手続きから事業完了までの流れを示す。その他、交付決定及び事業推進に係る事項については、「参考資料1：技術研究開発費（スマートシティ実装化支援事業）制度要綱」および「参考資料2：技術研究開発費（スマートシティ実装化支援事業）交付要綱」を参照すること。

スマートシティ実装化支援事業 事業実施フロー





- ※1 交付決定額や事業内容等に変更が生じる場合は、国土交通省本省に相談すること。
- ※2 技術研究開発費（スマートシティ実装化支援事業）制度要綱第7条に基づき、補助事業に係る成果及び成果を踏まえた都市サービスの社会実装に向けた課題や対応策をとりまとめた成果報告書を別途提出すること。
- ※3 概算払を希望する場合は、国土交通省本省に相談すること。

## 技術研究開発費（スマートシティ実装化支援事業）制度要綱

令和 3 年 12 月 20 日 国都市第 86 号

国土交通省 都市局長通知

## 第 1 条 目的

この要綱は、都市が抱える課題を解決し新たな価値を創出するため、先端技術や官民データを活用し、都市活動や都市インフラの管理及び活用を高度化するスマートシティに関する取り組みに対する支援を行うことで、スマートシティの社会実装化を加速することを目的とする。

## 第 2 条 定義

- 1 この要綱において、スマートシティ実装化支援事業（以下「補助事業」という。）とは、この要綱で定めるところに従って行われる、第 4 条にて定める実行計画に基づく先端技術等を活用した先進的な都市サービスの実装化に向けて取り組む実証事業（実証事業成果の他地域への普及活動を含む。）をいう。
- 2 この要綱において、コンソーシアムとは、地域におけるスマートシティの社会実装化を行うため、次の各号に掲げるものから構成される組織をいう。
  - 一 地方公共団体
  - 二 民間事業者又は大学・研究機関等

## 第 3 条 事業主体

補助事業の実施主体（以下「補助事業者」という。）はコンソーシアムとする。

## 第 4 条 スマートシティ実行計画の提出等

- 1 補助事業を実施するために補助金の交付を受けようとする補助事業者は、次に掲げる事項を記載したスマートシティ実行計画（以下「実行計画」という。）を国に提出するものとする。なお、補助事業と併せて実施する補助事業以外の関連事業（以下「関連事業」という。）についても、必要に応じて記載するものとする。
  - 一 地域名及び対象区域
  - 二 事業名称
  - 三 区域の目標・課題
  - 四 事業概要（補助事業及び関連事業）
  - 五 事業実施体制
  - 六 スマートシティ実装に向けたロードマップ
  - 七 持続可能な取組とするための方針
  - 八 その他必要な事項
- 2 国は、前項の規定に基づく実行計画の提出を受けた場合で、第 5 条に掲げる条件を満たし、補助事業を実施することが適当であると認めるときは、受理するものとする。また、国は、当該実行計画について、必要に応じて助言することができる。

- 3 前項に基づき国が実行計画を受理した場合、補助事業者は当該実行計画をインターネットの利用により公表するものとする。
- 4 前3項の規定は、実行計画を変更する場合に準用する。

#### 第5条 国の補助

国は、次の各号に掲げる条件を満たし、補助事業を実施することが適当であると認めるときは、補助事業者が行う事業の実施に要する経費について、予算の範囲内において、当該補助事業者に対し補助することができる。ただし、補助事業につき上限 2,000 万円とし、かつ実行計画に基づく事業において補助事業者が負担する額を超えない範囲とする。

- 一 補助事業者が、補助金にかかる事務処理を適切に行うことができる体制を有すること。
- 二 対象事業が、先端的技術や官民データを活用し、当該地域の課題の解決や新たな価値を創出するものであること。
- 三 対象事業の内容が、先端的技術や官民データを活用し、都市活動や都市インフラの管理及び活用の高度化を図るものであること。
- 四 補助事業者が、早期の社会実装に向けて持続可能な体制や資金計画等を有していること。

#### 第6条 監督等

国は、補助事業者に対し、この要綱の施行のために必要な限度において、補助事業の適正な執行を確保するため、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告、助言若しくは援助を行うことができる。

#### 第7条 成果報告書

補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに補助事業に係る成果及び成果を踏まえた都市サービスの社会実装に向けた課題や対応策をとりまとめた成果報告書を国に提出するものとする。

#### 第8条 運用

補助事業の運用については、この要綱に定めるところによるほか、別に定める技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）交付要綱及び国土交通省都市局長の定めるところによる。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和3年12月20日から施行する。

## 技術研究開発費（スマートシティ実装化支援事業）制度要綱

令和 3 年 12 月 20 日 国都市第 86 号

国土交通省 都市局長通知

## 第 1 条 目的

この要綱は、都市が抱える課題を解決し新たな価値を創出するため、先端技術や官民データを活用し、都市活動や都市インフラの管理及び活用を高度化するスマートシティに関する取り組みに対する支援を行うことで、スマートシティの社会実装化を加速することを目的とする。

## 第 2 条 定義

- 1 この要綱において、スマートシティ実装化支援事業（以下「補助事業」という。）とは、この要綱で定めるところに従って行われる、第 4 条にて定める実行計画に基づく先端技術等を活用した先進的な都市サービスの実装化に向けて取り組む実証事業（実証事業成果の他地域への普及活動を含む。）をいう。
- 2 この要綱において、コンソーシアムとは、地域におけるスマートシティの社会実装化を行うため、次の各号に掲げるものから構成される組織をいう。
  - 一 地方公共団体
  - 二 民間事業者又は大学・研究機関等

## 第 3 条 事業主体

補助事業の実施主体（以下「補助事業者」という。）はコンソーシアムとする。

## 第 4 条 スマートシティ実行計画の提出等

- 1 補助事業を実施するために補助金の交付を受けようとする補助事業者は、次に掲げる事項を記載したスマートシティ実行計画（以下「実行計画」という。）を国に提出するものとする。なお、補助事業と併せて実施する補助事業以外の関連事業（以下「関連事業」という。）についても、必要に応じて記載するものとする。
  - 一 地域名及び対象区域
  - 二 事業名称
  - 三 区域の目標・課題
  - 四 事業概要（補助事業及び関連事業）
  - 五 事業実施体制
  - 六 スマートシティ実装に向けたロードマップ
  - 七 持続可能な取組とするための方針
  - 八 その他必要な事項
- 2 国は、前項の規定に基づく実行計画の提出を受けた場合で、第 5 条に掲げる条件を満たし、補助事業を実施することが適当であると認めるときは、受理するものとする。また、国は、当該実行計画について、必要に応じて助言することができる。

- 3 前項に基づき国が実行計画を受理した場合、補助事業者は当該実行計画をインターネットの利用により公表するものとする。
- 4 前3項の規定は、実行計画を変更する場合に準用する。

#### 第5条 国の補助

国は、次の各号に掲げる条件を満たし、補助事業を実施することが適当であると認めるときは、補助事業者が行う事業の実施に要する経費について、予算の範囲内において、当該補助事業者に対し補助することができる。ただし、補助事業につき上限 2,000 万円とし、かつ実行計画に基づく事業において補助事業者が負担する額を超えない範囲とする。

- 一 補助事業者が、補助金にかかる事務処理を適切に行うことができる体制を有すること。
- 二 対象事業が、先端的技術や官民データを活用し、当該地域の課題の解決や新たな価値を創出するものであること。
- 三 対象事業の内容が、先端的技術や官民データを活用し、都市活動や都市インフラの管理及び活用の高度化を図るものであること。
- 四 補助事業者が、早期の社会実装に向けて持続可能な体制や資金計画等を有していること。

#### 第6条 監督等

国は、補助事業者に対し、この要綱の施行のために必要な限度において、補助事業の適正な執行を確保するため、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要な勧告、助言若しくは援助を行うことができる。

#### 第7条 成果報告書

補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに補助事業に係る成果及び成果を踏まえた都市サービスの社会実装に向けた課題や対応策をとりまとめた成果報告書を国に提出するものとする。

#### 第8条 運用

補助事業の運用については、この要綱に定めるところによるほか、別に定める技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）交付要綱及び国土交通省都市局長の定めるところによる。

#### 附 則

- 1 この要綱は、令和3年12月20日から施行する。

## 技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）交付要綱

令和 3 年 12 月 20 日 国都市第 87 号

国土交通省 都市局長通知

## 第 1 条 通則

スマートシティ実装化支援事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・建設省令第 9 号）、技術研究開発費（スマートシティ実装化支援事業）制度要綱（令和 3 年 12 月 20 日国都市第 86 号。以下「制度要綱」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところにより行うものとする。

## 第 2 条 目的

補助金は、制度要綱に基づき実施されるスマートシティ実装化支援事業（以下「補助事業」という。）を円滑かつ効果的に実施することを目的として交付する。

## 第 3 条 交付の対象

国は、補助事業を実施するために必要な経費のうち、予算の範囲内で、制度要綱第 3 条に定める事業主体（以下「補助事業者」という。）に補助金を交付する。

## 第 4 条 補助事業に要する経費

補助事業を実施するために必要な経費は、制度要綱第 2 条第 1 項に定める経費とする。

## 第 5 条 補助金の額

補助事業の実施に係る補助金の額は、予算の範囲内において、補助事業につき上限 2,000 万円とする。また、補助事業の実施に係る補助金の額が、制度要綱第 4 条第 1 項に定める実行計画に基づく事業において補助事業者が負担する額を超えない範囲とする。

## 第 6 条 申請手続

補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式 1 による申請書を速やかに国土交通大臣（以下「大臣」という。）に提出しなければならない。

## 第 7 条 交付決定の通知

- 1 大臣は、前条による申請書の提出があったときには、補助事業に係る補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の目的及び内容が適切であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適當なものがないかどうか等を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは交付決定を行い、様式 2 により、その

旨を申請者である補助事業者に通知するものとする。

- 2 大臣は、前項の通知に際して、補助金の執行の適正化を図る上で必要な条件を付することができる。

#### 第8条 申請の取下げ

補助事業者は、適正化法第9条第1項の規定により、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、前条の補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に様式3による申出書を、第6条の補助金交付の手続きに準じて提出しなければならない。

#### 第9条 交付決定変更の承認等

- 1 補助事業者は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、あらかじめ様式4による変更申請書を、第6条の補助金交付の手続きに準じて提出し、大臣の承認を受けなければならない。
  - 一 補助金の交付決定額の変更
  - 二 補助事業の内容
  - 三 補助対象経費の配分
- 2 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式5による申請書を、第6条の補助金交付の手続きに準じて提出し、大臣の承認を受けなければならない。
- 3 大臣は、申請書の提出に対し、第1項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- 4 大臣は、前項の変更等を行った場合は、様式6により補助事業者に通知するものとする。

#### 第10条 事業執行困難等

- 1 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないため、補助事業の完了予定期日を変更しようとする場合（補助金の繰越を伴わない場合を除く。）又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、様式7により速やかに報告書を、第6条の補助金交付の申請の手続きに準じて提出しなければならない。
- 2 前項の規定による場合のほか、完了予定期日の変更を報告しようとする補助事業者は、様式8により報告書を大臣に提出しなければならない。
- 3 大臣は、前2項の報告書の提出があったときは、必要に応じて指示を行うものとする。

#### 第11条 状況報告

補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、大臣の指示があったときは、速やかに様式9による遂行状況報告書を大臣に提出しなければならない。

#### 第12条 補助事業事務の標準処理期間

補助金交付申請書の受理後、交付の決定をするまでに通常要するべき標準的な期間は30日とする。

### 第 13 条 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止及び廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業が完了した日（補助事業の中止及び廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日。）から起算して 30 日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、様式 10 による実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、この期日によることが困難な特別な事由があるものについては、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の 6 月末日までに提出してもさしつかえない。

### 第 14 条 補助金の額の確定等

- 1 大臣は、前条の実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第 9 条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めて補助金の額を確定するときは、様式 11 により確定通知書を補助事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の額の返還を様式 12 により命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還の期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、納期日までに納付がない場合は、納期日から納付の日までの日数に応じ、その未納金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。

### 第 15 条 補助事業の是正命令

大臣は、実績報告書による補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認め、これに適合させるために適正化法第 16 条第 1 項の規定により、当該補助事業の是正の命令をするときは、様式 13 によりこれを行うものとする。なお、是正命令に従って行う補助事業が完了した場合は、第 13 条の規定に準じ、取り扱うものとする。

### 第 16 条 消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

- 1 補助事業者は、補助事業の完了（大臣の承認を受けた中止及び廃止を含む。）後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したときには、様式 14 による消費税額の額の確定に伴う報告書を速やかに大臣に提出しなければならない。
- 2 大臣は、前項の報告があったときには、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還の期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、納期日までに納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。

### 第 17 条 交付決定等の取消等

- 1 大臣は、第 9 条第 2 項の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のい

れかに該当する場合においては、第7条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助事業者が、適正化法、適正化法施行令若しくは本要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
  - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行った場合
  - 四 補助金の交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消を行った場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を様式 15 により命ずるものとする。
- 3 大臣は、第1項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより、補助金の返還を命ずる場合においては、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

#### 第 18 条 残存物件等の取扱い

補助事業に係る残存物件等については、「補助事業等における残存物件の取扱いについて」（昭和 34 年 3 月 12 日付建設省会発第 74 号）及び「都市局所管補助事業等における残存物件の取扱いについて」（昭和 34 年 5 月 1 日付建設省計発第 131 号）、「都市局所管国庫補助事業等における発生物件の取扱いについて」（昭和 35 年 1 月 7 日建設省計発第 7 号）の規定に準じ、取り扱うものとする。

#### 第 19 条 取得財産等の管理等

- 1 補助事業者は、補助事業に要する経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下この編において「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式 16 による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

#### 第 20 条 財産処分の制限

補助事業者が取得財産等について処分をしようとするときは、様式 17 による申請を行いあらかじめ大臣の承認を受けなければならない。この場合において、取得財産等を処分することにより、収入があると認められる場合には、補助事業者は原則としてその収入の一部又は全部を国に納付しなければならない。

#### 第 21 条 保全活用状況等の報告

補助事業者は、補助事業の終了後においても大臣の指示があったときは、補助事業に係る成果の保全活用状況等について速やかに報告しなければならない。

## 第 22 条 補助金の経理

- 1 補助事業者は、補助事業について様式 18 による収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明確にしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備し、前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

## 第 23 条 補助金調書

補助事業者は、補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする様式 19 による調書を作成しておかなければならない。

## 第 24 条 概算払等

補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払又は精算払を受けようとするときは、様式 20 による概算払請求書又は精算払請求書を国土交通大臣官房会計課長に提出しなければならない。

## 第 25 条 補助事業者の監督

大臣は、必要があると認められるときは、補助金の交付の目的を達成するため必要な限度において、補助金の交付を受ける補助事業者に対し、補助金の使途について必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

## 附則

- 1 この要綱は、令和 3 年 12 月 20 日から施行する。

様式1

番 号  
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

補助事業者

令和 年度 技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）  
交付申請書

令和 年度技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 交付申請額 金 円
2. 補助事業の完了予定期日 令和 年 月 日

### 3. 補助事業の内容

事業名	対象地区・事業内容等	事業費（円）

4. 補助事業に要する経費の区分

(単位：円)

事業名	補助事業に要する経費		
	負担区分		計
	国庫補助金	その他	
計			

5. 収支予定

(単位：円)

科目		補助事業に要する経費		
		区分		計
		国庫補助金	その他	
収入				
支出	人件費			
	旅費			
	庁費			
	その他			
	計			

(備考)

1. 様式1-1の交付申請額の内訳を添付すること。
2. 実行計画に基づき実施する事業について、様式1-3において事業名と経費を記入し、添付すること。

## 交付申請額の内訳

(単位：円)

事業名	科目	金額	区分	説明	合計金額
	人件費				
	旅費				
	庁費				
	その他				
	人件費				
	旅費				
	庁費				
	その他				
	人件費				
	旅費				
	庁費				
	その他				
	人件費				
	旅費				
	庁費				
	その他				
	合計				

(備考)

1. 金額については、国庫補助金の額を記載すること。
2. 区分欄については、別添1記載の区分を記載すること。
3. 説明欄については、別添1記載の説明を記載すること。
4. 「庁費」に食糧費が含まれている場合は、様式1-2を添付すること。
5. 記載内容について変更する場合には、変更前を上段（ ）書きにて記載すること。
6. 欄が足りない場合は適宜追加すること。

## 食糧費使途明細書

(単位：円)

目的・内容	件数	出席者の範囲	金額等	場 所	備 考
合計	件	—	円	—	—

(備考)

1. 「金額等」欄には、積算内訳（単価、人数、回数）を記載すること。
2. 「場所」欄には、「庁舎内」、「ホテル」、「公共的施設」等と記載すること。
3. 「備考」欄には、昼食、夕食、茶菓子の区分を記載すること。
4. 記載内容について変更する場合には、変更前を上段（ ）書きにて記載すること。

実行計画に基づく事業総括表

(単位：円)

事業区分	事業名	実行計画に基づく事業に要する経費							
		令和○年度		令和○年度		令和○年度		合計	
		国庫 補助金	その他	国庫 補助金	その他	国庫 補助金	その他	国庫 補助金	その他
スマートシ ティ実装化 支援事業に より実施す る実証事業									
国の補助事 業によらず 実施する事 業									
小計								(A)	(B)
その他の国 の補助事業 により実施 する事業	( )								
	( )								
合計									

※ (A) に記載する金額は (B) に記載する金額を超えない額とすること

(備考)

1. 実行計画に記載の事業（過年度を含む）を記入すること。過年度の執行額は、実績額又は実績見込額を計上すること。また、翌年度への繰越があった場合の当該繰越額は、翌年度の執行額でなく、その年度の執行額に含めて計上すること。
2. その他の国の補助事業により実施する事業について、事業名の欄の ( ) 内に補助事業の名称及び所管省庁名を記入すること。
3. 対象年度が足りない場合は、適宜欄を追加すること。

## 科目別使途内訳

スマートシティ実装化支援事業の科目別使途内訳については、以下のとおりとします。ただし、(備考) に示すものについては、申請することができません。

科目	区分	説明
人件費	賃金	イベント開催時等の事業執行に直接必要な臨時補助員の賃金（ただし、庶務、経理等の一般管理事務に従事する者を除く。）
旅費	旅費	事業執行のための出張、関係機関等との連絡等に必要な旅費
庁費	報償金	謝礼金
	需用費	文具費、消耗器材費等消耗品費、自動車等の燃料費、茶菓子・弁当等食糧費（学識経験者による打合せ等補助事業の執行上特に必要な場合）、図書、報告書、帳簿等の印刷、製本代等印刷製本費、電気、水道、瓦斯等の使用料、同計器使用料等光熱水費、備品の修繕料、及び配布物・展示物の材料費・作成費
	役務費	郵便、電信電話料及び運搬料等通信運搬費、物品保管料、倉庫料等保管料、物品取扱手数料並びにテキスト等の筆耕料
	委託費	各種事業を実施する際の委託料
	使用料及び賃借料	自動車借上、会場借上、物品その他の借上等使用料及び賃借料
	負担金	事業執行のために必要な負担金（ただし経常的会費は含まない）
	備品購入費	機械等の原型のまま比較的長期の反覆使用に耐えうる物品の購入費（昭和 34 年 3 月 12 日付け建設省会発第 74 号建設事務次官通達「補助事業等における残存物件の取扱いについて」参照）

(備考) 本補助金では、次のような費用は補助の対象とはなりません。

- ・ 補助事業の執行上、特に必要のない会合等への参加費

番 号  
年 月 日

補助事業者 殿

国 土 交 通 大 臣  
(公 印 省 略)

令和 年度 技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）  
交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった令和 年度技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので、同法第8条の規定により通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、交付申請書(以下「申請書」という。)により申請のあったとおりとする。
2. 補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

3. 補助事業に要する経費の配分は、申請書の負担区分欄に記載のとおりとする。

4. 補助金の交付条件は次のとおりとする。

1) 補助事業の実施について、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ国土交通大臣の承認又は指示を受けなければならない。

イ 補助事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をするとき

ロ 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をするとき

ハ 補助事業を中止し、又は廃止するとき

ニ 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難となったとき

2) 補助事業を行う者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び技術研究開発費(スマートシティ実装化支援事業)制度要綱(令和3年12月20日国都市第86号)並びに技術研究開発費補助金(スマートシティ実装化支援事業)交付要綱(令和3年12月20日国都市第87号)に従わなければならない。

番 号  
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

補助事業者

令和 年度 技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）  
交付申請取下申出書

令和 年 月 日付け 第 号をもって申請した技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）に係る交付の申請を、下記の理由により取り下げたいので、技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）交付要綱第8条の規定により申し出ます。

記

番 号  
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

補助事業者

令和 年度 技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）  
交付決定変更申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知のあった技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）についての交付決定の内容等を下記のとおり変更したいので、技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）交付要綱第9条第1項の規定により、その承認を申請します。

記

1. 変更事項及び理由

変更事項	変更申請の主たる理由

## 2. 変更の内容

- ・ 交付決定額の変更

(単位：円)

交付決定額	変更増減額	変 更 額	摘 要

- ・ 補助事業の内容の変更

事業名	事業内容の変更点

・補助事業に要する経費の区分の変更

(単位：円)

事業名	補助事業に要する経費		
	負担区分		計
	国庫補助金	その他	
計			

( 令和 年 月 日 )

・補助事業の完了予定期日の変更

令和 年 月 日

### 3. 収支予定

(単位：円)

科目		補助事業に要する経費		
		区分		計
		国庫補助金	その他	
収入				
支出	人件費			
	旅費			
	庁費			
	その他			
	計			

(備考)

1. 「変更事項」欄は、交付決定額、内容、経費の配分、完了予定期日をそれぞれ「額」「内容」「配分」「期日」と記載すること。変更事項が2以上ある場合は、「内容・期日」等と記載すること。
2. 様式1-1及び1-3について、変更点がわかるよう記載し、添付すること。

番 号  
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

補助事業者

令和 年度 技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）  
中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知のあった標記事業について下記のとおり中止（廃止）したいので、技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）交付要綱第9条第2項の規定により、その承認を申請します。

記

1. 中止（廃止）の理由

2. 中止（廃止）後の措置

番 号  
年 月 日

補助事業者 殿

国 土 交 通 大 臣  
(公 印 省 略)

令和 年度 技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）  
交付決定変更通知書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を通知した令和 年度  
技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）については、下記のとおり当該  
決定の額及びその内容を変更したので、通知する。

記

- 1 変更に係る補助事業の内容は、令和 年 月 日付け 第 号  
による交付申請書記載のとおりとする。
- 2 変更に係る補助事業に要する補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。

(単位：円)

区分	前回までの 交付決定額	今回変更 増△減額	変更 交付決定額
補助対象経費			
補助金の額			

番 号  
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

補助事業者

令和 年度 技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）  
補助事業執行困難等報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知のあった標記事業について事故が生じたので、技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の進捗状況
2. 事故の内容及び要因
3. 補助事業に係る収支予算、事故発生までに要した経費の収支状況及び交付金の交付決定額
4. 事故に対してとった措置及び今後とろうとする措置

番 号  
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

補助事業者

令和 年度 技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）  
完了予定期日変更報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知のあった技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）について、次のとおり完了予定期日の変更を報告します。

交付決定額	完了予定期日		予算の繰越		変更の理由	摘要
	変更前	変更後	種別	繰越額		

(備考)

- 1 予算の繰越の「種別」欄には、「明許繰越」又は「事故繰越」を記入すること。
- 2 予算の繰越しを伴わない場合は、「予算の繰越」欄の記入を要しない。

番 号  
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

補助事業者

令和 年度 技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）  
遂行状況報告書

（令和 年 月 日付け 第 号）による指示に係る令和 年 月 日  
付け第 号で補助金交付決定の通知のあった標記事業の遂行状況について、技術研究開  
発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）交付要綱第11条の規定により、下記のと  
おり報告します。

記

1. 事業遂行状況及び支出状況

（説明のなかで、事業に対する出来高の比率（進捗率）を明示すること。）

2. 事業完了(予定) 令和 年 月 日

番 号  
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

補助事業者

令和 年度 技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）  
実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知のあった標記事業を下記のとおり実施したので、技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）交付要綱第13条の規定により、下記のとおり実績報告します。

記

1. 補助金の交付決定額及びその精算額

交付決定額	金	円
精 算 額	金	円

2. 補助事業の完了期日 令和 年 月 日

### 3. 補助事業の内容

事業名	実施地区・事業内容等	事業費（円）

4. 補助事業に要する経費の区分

(単位：円)

事業名	補助事業に要する経費		
	負担区分		計
	国庫補助金	その他	
計			

5. 収支決算

(単位：円)

科目		補助事業に要する経費		
		区分		計
		国庫補助金	その他	
収入				
支出	人件費			
	旅費			
	庁費			
	その他			
	計			

(備考)

1. 様式10-1の補助金精算調書を添付すること。
2. 様式10-2の経費執行実績報告書を添付すること。

補助金精算調書

(単位：円)

区 分		金 額	備 考
交付決定の内容	1	補助事業に要する経費	
	2	補助率	定額
	3	補助金額	
補助金換算額	4	精算対象支払額	
	5	精算補助金額	
6	補助金受入済額		
7	差引受入未済額又は超過額 7=5-6		

## 経費執行実績報告書

(単位：円)

事業名	科目	金額	区分	説明	合計金額
	人件費				
	旅費				
	庁費				
	その他				
	人件費				
	旅費				
	庁費				
	その他				
	人件費				
	旅費				
	庁費				
	その他				
	人件費				
	旅費				
	庁費				
	その他				
	合計				

## (備考)

1. 金額については、国庫補助金の額を記載すること。
2. 「庁費」に食糧費が含まれている場合は、様式10-3を添付すること。
3. 交付申請額を上段（ ）書きで記載すること。
4. 欄が足りない場合は適宜列を追加すること。
5. 本書は、別添1「科目別用途内訳」に基づき作成すること。
6. 根拠資料（領収書等）の提出を求められることがあるので保管しておくこと。

食糧費実績調書

(単位：円)

目的・内容	件数	出席者の範囲	金額等	場 所	備 考

(備考)

1. 「金額等」欄には、積算内訳（単価、人数、回数）を記載すること。
2. 「場所」欄には、「庁舎内」、「ホテル」、「公共的施設」等と記載すること。
3. 「備考」欄には、昼食、夕食、茶菓子の区分を記載すること。

番 号  
年 月 日

補助事業者 殿

国土交通大臣  
(公印省略)

令和 年度 技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）  
確定通知書

令和 年 月 日付け第 号で実績報告のあった標記事業国庫補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 交付決定補助金額	金	円
2 交付済補助金額	金	円
3 確定補助金額	金	円

番 号  
年 月 日

補助事業者 殿

国土交通大臣  
(公印省略)

令和 年度 技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）  
返還命令書

令和 年 月 日付け第 号で補助金の額を確定した標記事業国庫補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第2項の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

記

- 1 返還金額 金 円
- 2 返還期限

※納付については、別途送付の歳入徴収官の発する納入告知書によること。

番 号  
年 月 日

補助事業者 殿

国土交通大臣  
(公印省略)

令和 年度 技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）  
是正命令書

令和 年 月 日付け第 号をもって提出のあった令和 年度技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）実績報告書については、報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認められるので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第16条第1項の規定により、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するよう是正することを命ずる。

なお、本是正命令に従って事業が完了したときは、同法第16条第2項で準用する同法第14条の規定により、あらためて実績報告書を提出し、補助金の額の確定を受けること。

番 号  
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

補助事業者

令和 年度 技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）  
消費税額の額の確定に伴う報告書

技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）交付要綱第16条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- |                                |   |   |
|--------------------------------|---|---|
| 1. 補助金額（交付要綱第14条による額の確定）       | 金 | 円 |
| 2. 補助金の確定時における消費税仕入控除税額        | 金 | 円 |
| 3. 消費税額の額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（3. から 2. を引いた額）    | 金 | 円 |

番 号  
年 月 日

補助事業者 殿

国土交通大臣  
(公印省略)

令和 年度 技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）  
返還命令書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を通知した標記事業国庫補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第1項の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

記

- 1 返還金額 金 円
- 2 返還期限

※納付については、別途送付の歳入徴収官の発する納入告知書によること。

技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）  
取得財産等管理台帳  
（令和 年度）

（単位：円）

取得者の氏名・名称	
財産名	
規格	
金額	
取得年月日	
耐用年数	
保管・設置	
場所	
備考	

（注）

- 1 備考欄には、取得財産等毎に識別できる内容を記載すること。

番 号  
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

補助事業者

令和 年度 技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）  
財産処分等承認申請書

令和 年度の標記事業により取得した財産等について下記のとおり処分したいので、技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）交付要綱第20条の規定により、承認を申請します。

記

1. 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）をしようとする財産等
2. 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）を必要とする理由及び処分の方法



令和〇〇年度 収 支 簿

国土交通省所管

			補助事業の事業完了年度		令和 年度				
国			補助事業者						
歳出予算 科 目	交付決定 の額	補助率 (定額 )	収 入			支 出			
			項 目	収入額	日付	項 目	支出額	うち 国庫補助金 相当額	日付
(項) 技術研究開発推進 費  (目) 技術研究開発費補 助金	円		【国庫補助金】	円		【委託費】 (項 目) (相手方)	円	円	
						【〇〇費】			
			(小 計)	円					
			【国庫補助金以外】	円					
			(小 計)	円					
			合 計	円		合 計	円		

記載要領

1. 「令和〇〇年度」には交付決定年度を記載してください。
2. 「項目」欄は、収入・支出の内容を記載してください。
3. 「収入」欄の【国庫補助金以外】は内訳を詳しく記載してください。
4. 「支出」欄の【委託費】は項目と支出相手方を記載してください。
5. 「日付」欄は、各項目ごとに記載してください。

国土交通省所管

補助事業者名

国			補助事業者										備考
歳出予算 科目	交付決定 の額	補助率	歳入			歳出							
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫 補助金 相当額	支出済額	うち国庫 補助金 相当額	翌年度 繰越額	うち国庫 補助金 相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	

記載要領

1. 「国」の「歳出科目」は、項及び目を記載すること。
2. 「補助事業者」の「科目」欄は、歳入にあつては款、項及び目をそれぞれ記載すること。
3. 「予算現額」欄は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分して、それぞれの額を記載すること。
4. 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記載すること。
5. 補助事業に係る補助事業者の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業に係る補助金についての調書の作成は本表に準ずること。この場合において、補助事業者の歳入の「科目」に「前年度繰越金」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下に国庫補助金額を（）内書きとすること。

番 号  
年 月 日

官 署 支 出 官  
国土交通大臣官房会計課長 殿

補助事業者

令和 年度 技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）  
概算払（精算払）請求書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）について、下記により金 円を概算払（精算払）によって交付されたく請求します。

記

1. 請求の内容

事業費	国 庫 補助額	既受領額		今回受領額		残額		事業 完了 予定 期日	備考
		金額	出 来 高	金額	月日 まで 出来高	金額	年度内 出来高		
円	円	円	%	円	%	円	%	年 月 日	

2. 事業完了予定日 令和 年 月 日

振込銀行	支店名	預金区分	口座番号	口座名義人

(注)

1. 事業費は補助対象事業の総額を記入すること。
2. 国庫補助金は、国庫補助総額を記入すること。
3. 予定出来高の％は、整数で記入すること。
4. 交付決定額が変更された場合、備考欄に変更年月日等を記入し既受領額がある場合には、出来高を変更後の既受領額に見合う％に修正し、それぞれ記入すること。
5. 請求額は予定出来高以内とすること。
6. 上記予定額の積算にあたっては、事業進捗状況、出来高明細等の基礎資料により勘案し積算すること。  
※概算払いにおいては、概算払請求書に積算内訳等の資料を添付すること。
7. 精算払請求書については、今回請求額、残額、事業完了の各欄中の「予定」を抹消すること。

## 技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）交付要綱

令和 3 年 12 月 20 日 国都市第 87 号

国土交通省 都市局長通知

## 第 1 条 通則

スマートシティ実装化支援事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・建設省令第 9 号）、技術研究開発費（スマートシティ実装化支援事業）制度要綱（令和 3 年 12 月 20 日国都市第 86 号。以下「制度要綱」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところにより行うものとする。

## 第 2 条 目的

補助金は、制度要綱に基づき実施されるスマートシティ実装化支援事業（以下「補助事業」という。）を円滑かつ効果的に実施することを目的として交付する。

## 第 3 条 交付の対象

国は、補助事業を実施するために必要な経費のうち、予算の範囲内で、制度要綱第 3 条に定める事業主体（以下「補助事業者」という。）に補助金を交付する。

## 第 4 条 補助事業に要する経費

補助事業を実施するために必要な経費は、制度要綱第 2 条第 1 項に定める経費とする。

## 第 5 条 補助金の額

補助事業の実施に係る補助金の額は、予算の範囲内において、補助事業につき上限 2,000 万円とする。また、補助事業の実施に係る補助金の額が、制度要綱第 4 条第 1 項に定める実行計画に基づく事業において補助事業者が負担する額を超えない範囲とする。

## 第 6 条 申請手続

補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式 1 による申請書を速やかに国土交通大臣（以下「大臣」という。）に提出しなければならない。

## 第 7 条 交付決定の通知

- 1 大臣は、前条による申請書の提出があったときには、補助事業に係る補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の目的及び内容が適切であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適當なものがないかどうか等を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは交付決定を行い、様式 2 により、その

旨を申請者である補助事業者に通知するものとする。

- 2 大臣は、前項の通知に際して、補助金の執行の適正化を図る上で必要な条件を付することができる。

#### 第8条 申請の取下げ

補助事業者は、適正化法第9条第1項の規定により、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、前条の補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に様式3による申出書を、第6条の補助金交付の手續きに準じて提出しなければならない。

#### 第9条 交付決定変更の承認等

- 1 補助事業者は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、あらかじめ様式4による変更申請書を、第6条の補助金交付の手續きに準じて提出し、大臣の承認を受けなければならない。
  - 一 補助金の交付決定額の変更
  - 二 補助事業の内容
  - 三 補助対象経費の配分
- 2 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式5による申請書を、第6条の補助金交付の手續きに準じて提出し、大臣の承認を受けなければならない。
- 3 大臣は、申請書の提出に対し、第1項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- 4 大臣は、前項の変更等を行った場合は、様式6により補助事業者に通知するものとする。

#### 第10条 事業執行困難等

- 1 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないため、補助事業の完了予定期日を変更しようとする場合（補助金の繰越を伴わない場合を除く。）又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、様式7により速やかに報告書を、第6条の補助金交付の申請の手續きに準じて提出しなければならない。
- 2 前項の規定による場合のほか、完了予定期日の変更を報告しようとする補助事業者は、様式8により報告書を大臣に提出しなければならない。
- 3 大臣は、前2項の報告書の提出があったときは、必要に応じて指示を行うものとする。

#### 第11条 状況報告

補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、大臣の指示があったときは、速やかに様式9による遂行状況報告書を大臣に提出しなければならない。

#### 第12条 補助事業事務の標準処理期間

補助金交付申請書の受理後、交付の決定をするまでに通常要するべき標準的な期間は30日とする。

### 第 13 条 実績報告

補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止及び廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業が完了した日（補助事業の中止及び廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日。）から起算して 30 日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに、様式 10 による実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、この期日によることが困難な特別な事由があるものについては、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の 6 月末日までに提出してもさしつかえない。

### 第 14 条 補助金の額の確定等

- 1 大臣は、前条の実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第 9 条に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めて補助金の額を確定するときは、様式 11 により確定通知書を補助事業者に通知するものとする。
- 2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の額の返還を様式 12 により命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還の期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、納期日までに納付がない場合は、納期日から納付の日までの日数に応じ、その未納金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。

### 第 15 条 補助事業の是正命令

大臣は、実績報告書による補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認め、これに適合させるために適正化法第 16 条第 1 項の規定により、当該補助事業の是正の命令をするときは、様式 13 によりこれを行うものとする。なお、是正命令に従って行う補助事業が完了した場合は、第 13 条の規定に準じ、取り扱うものとする。

### 第 16 条 消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

- 1 補助事業者は、補助事業の完了（大臣の承認を受けた中止及び廃止を含む。）後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したときには、様式 14 による消費税額の額の確定に伴う報告書を速やかに大臣に提出しなければならない。
- 2 大臣は、前項の報告があったときには、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還の期限は、当該命令のなされた日から 20 日以内とし、納期日までに納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。

### 第 17 条 交付決定等の取消等

- 1 大臣は、第 9 条第 2 項の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のい

れかに該当する場合においては、第7条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- 一 補助事業者が、適正化法、適正化法施行令若しくは本要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
  - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行った場合
  - 四 補助金の交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消を行った場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を様式 15 により命ずるものとする。
- 3 大臣は、第1項第一号から第三号までのいずれかに該当することにより、補助金の返還を命ずる場合においては、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

#### 第18条 残存物件等の取扱い

補助事業に係る残存物件等については、「補助事業等における残存物件の取扱いについて」（昭和34年3月12日付建設省会発第74号）及び「都市局所管補助事業等における残存物件の取扱いについて」（昭和34年5月1日付建設省計発第131号）、「都市局所管国庫補助事業等における発生物件の取扱いについて」（昭和35年1月7日建設省計発第7号）の規定に準じ、取り扱うものとする。

#### 第19条 取得財産等の管理等

- 1 補助事業者は、補助事業に要する経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下この編において「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式16による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

#### 第20条 財産処分の制限

補助事業者が取得財産等について処分をしようとするときは、様式17による申請を行いあらかじめ大臣の承認を受けなければならない。この場合において、取得財産等を処分することにより、収入があると認められる場合には、補助事業者は原則としてその収入の一部又は全部を国に納付しなければならない。

#### 第21条 保全活用状況等の報告

補助事業者は、補助事業の終了後においても大臣の指示があったときは、補助事業に係る成果の保全活用状況等について速やかに報告しなければならない。

## 第 22 条 補助金の経理

- 1 補助事業者は、補助事業について様式 18 による収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明確にしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備し、前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

## 第 23 条 補助金調書

補助事業者は、補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする様式 19 による調書を作成しておかなければならない。

## 第 24 条 概算払等

補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払又は精算払を受けようとするときは、様式 20 による概算払請求書又は精算払請求書を国土交通大臣官房会計課長に提出しなければならない。

## 第 25 条 補助事業者の監督

大臣は、必要があると認められるときは、補助金の交付の目的を達成するため必要な限度において、補助金の交付を受ける補助事業者に対し、補助金の使途について必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

## 附則

- 1 この要綱は、令和 3 年 12 月 20 日から施行する。

様式1

番 号  
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

補助事業者

令和 年度 技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）  
交付申請書

令和 年度技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1. 交付申請額 金 円
2. 補助事業の完了予定期日 令和 年 月 日

### 3. 補助事業の内容

事業名	対象地区・事業内容等	事業費（円）

4. 補助事業に要する経費の区分

(単位：円)

事業名	補助事業に要する経費		
	負担区分		計
	国庫補助金	その他	
計			

5. 収支予定

(単位：円)

科目		補助事業に要する経費		
		区分		計
		国庫補助金	その他	
収入				
支出	人件費			
	旅費			
	庁費			
	その他			
	計			

(備考)

1. 様式1-1の交付申請額の内訳を添付すること。
2. 実行計画に基づき実施する事業について、様式1-3において事業名と経費を記入し、添付すること。

## 交付申請額の内訳

(単位：円)

事業名	科目	金額	区分	説明	合計金額
	人件費				
	旅費				
	庁費				
	その他				
	人件費				
	旅費				
	庁費				
	その他				
	人件費				
	旅費				
	庁費				
	その他				
	人件費				
	旅費				
	庁費				
	その他				
	合計				

(備考)

1. 金額については、国庫補助金の額を記載すること。
2. 区分欄については、別添1記載の区分を記載すること。
3. 説明欄については、別添1記載の説明を記載すること。
4. 「庁費」に食糧費が含まれている場合は、様式1-2を添付すること。
5. 記載内容について変更する場合には、変更前を上段（ ）書きにて記載すること。
6. 欄が足りない場合は適宜追加すること。

## 食糧費使途明細書

(単位：円)

目的・内容	件数	出席者の範囲	金額等	場 所	備 考
合計	件	—	円	—	—

(備考)

1. 「金額等」欄には、積算内訳（単価、人数、回数）を記載すること。
2. 「場所」欄には、「庁舎内」、「ホテル」、「公共的施設」等と記載すること。
3. 「備考」欄には、昼食、夕食、茶菓子の区分を記載すること。
4. 記載内容について変更する場合には、変更前を上段（ ）書きにて記載すること。

実行計画に基づく事業総括表

(単位：円)

事業区分	事業名	実行計画に基づく事業に要する経費							
		令和○年度		令和○年度		令和○年度		合計	
		国庫 補助金	その他	国庫 補助金	その他	国庫 補助金	その他	国庫 補助金	その他
スマートシ ティ実装化 支援事業に より実施す る実証事業									
国の補助事 業によらず 実施する事 業									
小計								(A)	(B)
その他の国 の補助事業 により実施 する事業	( )								
	( )								
合計									

※ (A) に記載する金額は (B) に記載する金額を超えない額とすること

(備考)

1. 実行計画に記載の事業（過年度を含む）を記入すること。過年度の執行額は、実績額又は実績見込額を計上すること。また、翌年度への繰越があった場合の当該繰越額は、翌年度の執行額でなく、その年度の執行額に含めて計上すること。
2. その他の国の補助事業により実施する事業について、事業名の欄の ( ) 内に補助事業の名称及び所管省庁名を記入すること。
3. 対象年度が足りない場合は、適宜欄を追加すること。

## 科目別使途内訳

スマートシティ実装化支援事業の科目別使途内訳については、以下のとおりとします。ただし、(備考) に示すものについては、申請することができません。

科目	区分	説明
人件費	賃金	イベント開催時等の事業執行に直接必要な臨時補助員の賃金（ただし、庶務、経理等の一般管理事務に従事する者を除く。）
旅費	旅費	事業執行のための出張、関係機関等との連絡等に必要な旅費
庁費	報償金	謝礼金
	需用費	文具費、消耗器材費等消耗品費、自動車等の燃料費、茶菓子・弁当等食糧費（学識経験者による打合せ等補助事業の執行上特に必要な場合）、図書、報告書、帳簿等の印刷、製本代等印刷製本費、電気、水道、瓦斯等の使用料、同計器使用料等光熱水費、備品の修繕料、及び配布物・展示物の材料費・作成費
	役務費	郵便、電信電話料及び運搬料等通信運搬費、物品保管料、倉庫料等保管料、物品取扱手数料並びにテキスト等の筆耕料
	委託費	各種事業を実施する際の委託料
	使用料及び賃借料	自動車借上、会場借上、物品その他の借上等使用料及び賃借料
	負担金	事業執行のために必要な負担金（ただし経常的会費は含まない）
	備品購入費	機械等の原型のまま比較的長期の反覆使用に耐えうる物品の購入費（昭和 34 年 3 月 12 日付け建設省会発第 74 号建設事務次官通達「補助事業等における残存物件の取扱いについて」参照）

(備考) 本補助金では、次のような費用は補助の対象とはなりません。

- ・ 補助事業の執行上、特に必要のない会合等への参加費

番 号  
年 月 日

補助事業者 殿

国 土 交 通 大 臣  
(公 印 省 略)

令和 年度 技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）  
交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号で交付申請のあった令和 年度技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条第1項の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので、同法第8条の規定により通知します。

記

1. 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、交付申請書(以下「申請書」という。)により申請のあったとおりとする。
2. 補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

3. 補助事業に要する経費の配分は、申請書の負担区分欄に記載のとおりとする。

4. 補助金の交付条件は次のとおりとする。

1) 補助事業の実施について、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ国土交通大臣の承認又は指示を受けなければならない。

イ 補助事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をするとき

ロ 補助事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をするとき

ハ 補助事業を中止し、又は廃止するとき

ニ 補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難となったとき

2) 補助事業を行う者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び技術研究開発費(スマートシティ実装化支援事業)制度要綱(令和3年12月20日国都市第86号)並びに技術研究開発費補助金(スマートシティ実装化支援事業)交付要綱(令和3年12月20日国都市第87号)に従わなければならない。

番 号  
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

補助事業者

令和 年度 技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）  
交付申請取下申出書

令和 年 月 日付け 第 号をもって申請した技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）に係る交付の申請を、下記の理由により取り下げたいので、技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）交付要綱第8条の規定により申し出ます。

記

番 号  
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

補助事業者

令和 年度 技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）  
交付決定変更申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知のあった技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）についての交付決定の内容等を下記のとおり変更したいので、技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）交付要綱第9条第1項の規定により、その承認を申請します。

記

1. 変更事項及び理由

変更事項	変更申請の主たる理由

## 2. 変更の内容

- ・ 交付決定額の変更

(単位：円)

交付決定額	変更増減額	変 更 額	摘 要

- ・ 補助事業の内容の変更

事業名	事業内容の変更点

・補助事業に要する経費の区分の変更

(単位：円)

事業名	補助事業に要する経費		
	負担区分		計
	国庫補助金	その他	
計			

( 令和 年 月 日 )

・補助事業の完了予定期日の変更

令和 年 月 日

### 3. 収支予定

(単位：円)

科目		補助事業に要する経費		
		区分		計
		国庫補助金	その他	
収入				
支出	人件費			
	旅費			
	庁費			
	その他			
	計			

(備考)

1. 「変更事項」欄は、交付決定額、内容、経費の配分、完了予定期日をそれぞれ「額」「内容」「配分」「期日」と記載すること。変更事項が2以上ある場合は、「内容・期日」等と記載すること。
2. 様式1-1及び1-3について、変更点がわかるよう記載し、添付すること。

番 号  
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

補助事業者

令和 年度 技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）  
中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知のあった標記事業について下記のとおり中止（廃止）したいので、技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）交付要綱第9条第2項の規定により、その承認を申請します。

記

1. 中止（廃止）の理由

2. 中止（廃止）後の措置

番 号  
年 月 日

補助事業者 殿

国 土 交 通 大 臣  
(公 印 省 略)

令和 年度 技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）  
交付決定変更通知書

令和 年 月 日付け 第 号で交付決定を通知した令和 年度  
技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）については、下記のとおり当該  
決定の額及びその内容を変更したので、通知する。

記

- 1 変更に係る補助事業の内容は、令和 年 月 日付け 第 号  
による交付申請書記載のとおりとする。
- 2 変更に係る補助事業に要する補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。

(単位：円)

区分	前回までの 交付決定額	今回変更 増△減額	変更 交付決定額
補助対象経費			
補助金の額			

番 号  
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

補助事業者

令和 年度 技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）  
補助事業執行困難等報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知のあった標記事業について事故が生じたので、技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）交付要綱第10条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の進捗状況
2. 事故の内容及び要因
3. 補助事業に係る収支予算、事故発生までに要した経費の収支状況及び交付金の交付決定額
4. 事故に対してとった措置及び今後とろうとする措置

番 号  
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

補助事業者

令和 年度 技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）  
完了予定期日変更報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知のあった技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）について、次のとおり完了予定期日の変更を報告します。

交付決定額	完了予定期日		予算の繰越		変更の理由	摘要
	変更前	変更後	種別	繰越額		

(備考)

- 1 予算の繰越の「種別」欄には、「明許繰越」又は「事故繰越」を記入すること。
- 2 予算の繰越しを伴わない場合は、「予算の繰越」欄の記入を要しない。

番 号  
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

補助事業者

令和 年度 技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）  
遂行状況報告書

（令和 年 月 日付け 第 号）による指示に係る令和 年 月 日  
付け第 号で補助金交付決定の通知のあった標記事業の遂行状況について、技術研究開  
発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）交付要綱第11条の規定により、下記のと  
おり報告します。

記

1. 事業遂行状況及び支出状況

（説明のなかで、事業に対する出来高の比率（進捗率）を明示すること。）

2. 事業完了(予定) 令和 年 月 日

番 号  
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

補助事業者

令和 年度 技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）  
実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知のあった標記事業を下記のとおり実施したので、技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）交付要綱第13条の規定により、下記のとおり実績報告します。

記

1. 補助金の交付決定額及びその精算額

交付決定額	金	円
精算額	金	円

2. 補助事業の完了期日 令和 年 月 日

### 3. 補助事業の内容

事業名	実施地区・事業内容等	事業費（円）

4. 補助事業に要する経費の区分

(単位：円)

事業名	補助事業に要する経費		
	負担区分		計
	国庫補助金	その他	
計			

5. 収支決算

(単位：円)

科目		補助事業に要する経費		
		区分		計
		国庫補助金	その他	
収入				
支出	人件費			
	旅費			
	庁費			
	その他			
	計			

(備考)

1. 様式10-1の補助金精算調書を添付すること。
2. 様式10-2の経費執行実績報告書を添付すること。

補助金精算調書

(単位：円)

区 分		金 額	備 考
交付決定の内容	1	補助事業に要する経費	
	2	補助率	定額
	3	補助金額	
補助金換算額	4	精算対象支払額	
	5	精算補助金額	
6	補助金受入済額		
7	差引受入未済額又は超過額 7=5-6		

## 経費執行実績報告書

(単位：円)

事業名	科目	金額	区分	説明	合計金額
	人件費				
	旅費				
	庁費				
	その他				
	人件費				
	旅費				
	庁費				
	その他				
	人件費				
	旅費				
	庁費				
	その他				
	人件費				
	旅費				
	庁費				
	その他				
	合計				

## (備考)

1. 金額については、国庫補助金の額を記載すること。
2. 「庁費」に食糧費が含まれている場合は、様式10-3を添付すること。
3. 交付申請額を上段（ ）書きで記載すること。
4. 欄が足りない場合は適宜列を追加すること。
5. 本書は、別添1「科目別用途内訳」に基づき作成すること。
6. 根拠資料（領収書等）の提出を求められることがあるので保管しておくこと。

食糧費実績調書

(単位：円)

目的・内容	件数	出席者の範囲	金額等	場 所	備 考

(備考)

1. 「金額等」欄には、積算内訳（単価、人数、回数）を記載すること。
2. 「場所」欄には、「庁舎内」、「ホテル」、「公共的施設」等と記載すること。
3. 「備考」欄には、昼食、夕食、茶菓子の区分を記載すること。

番 号  
年 月 日

補助事業者 殿

国土交通大臣  
(公印省略)

令和 年度 技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）  
確定通知書

令和 年 月 日付け第 号で実績報告のあった標記事業国庫補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第15条の規定により、下記のとおり確定したので通知します。

記

1 交付決定補助金額	金	円
2 交付済補助金額	金	円
3 確定補助金額	金	円

番 号  
年 月 日

補助事業者 殿

国土交通大臣  
(公印省略)

令和 年度 技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）  
返還命令書

令和 年 月 日付け第 号で補助金の額を確定した標記事業国庫補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第2項の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

記

- 1 返還金額 金 円
- 2 返還期限

※納付については、別途送付の歳入徴収官の発する納入告知書によること。

番 号  
年 月 日

補助事業者 殿

国土交通大臣  
(公印省略)

令和 年度 技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）  
是正命令書

令和 年 月 日付け第 号をもって提出のあった令和 年度技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）実績報告書については、報告に係る補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認められるので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第16条第1項の規定により、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するよう是正することを命ずる。

なお、本是正命令に従って事業が完了したときは、同法第16条第2項で準用する同法第14条の規定により、あらためて実績報告書を提出し、補助金の額の確定を受けること。

番 号  
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

補助事業者

令和 年度 技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）  
消費税額の額の確定に伴う報告書

技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）交付要綱第16条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- |                                |   |   |
|--------------------------------|---|---|
| 1. 補助金額（交付要綱第14条による額の確定）       | 金 | 円 |
| 2. 補助金の確定時における消費税仕入控除税額        | 金 | 円 |
| 3. 消費税額の額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（3. から2. を引いた額）     | 金 | 円 |

番 号  
年 月 日

補助事業者 殿

国土交通大臣  
(公印省略)

令和 年度 技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）  
返還命令書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を通知した標記事業国庫補助金については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第1項の規定により、下記のとおり返還を命ずる。

記

- 1 返還金額 金 円
- 2 返還期限

※納付については、別途送付の歳入徴収官の発する納入告知書によること。

技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）  
取得財産等管理台帳  
（令和 年度）

（単位：円）

取得者の氏名・名称	
財産名	
規格	
金額	
取得年月日	
耐用年数	
保管・設置	
場所	
備考	

（注）

- 1 備考欄には、取得財産等毎に識別できる内容を記載すること。

番 号  
年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

補助事業者

令和 年度 技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）  
財産処分等承認申請書

令和 年度の標記事業により取得した財産等について下記のとおり処分したいので、技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）交付要綱第20条の規定により、承認を申請します。

記

1. 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）をしようとする財産等
2. 処分（使用目的の変更、譲渡、交換、貸付、担保提供）を必要とする理由及び処分の方法



国土交通省所管

			補助事業の事業完了年度		令和 年度				
国			補助事業者						
歳出予算 科 目	交付決定 の額	補助率 (定額 )	収 入			支 出			
			項 目	収入額	日付	項 目	支出額	うち 国庫補助金 相当額	日付
(項) 技術研究開発推進 費  (目) 技術研究開発費補 助金	円		【国庫補助金】	円		【委託費】 (項 目) (相手方)	円	円	
						【〇〇費】			
			(小 計)	円					
			【国庫補助金以外】	円					
			(小 計)	円					
			合 計	円		合 計	円	円	

記載要領

1. 「令和〇〇年度」には交付決定年度を記載してください。
2. 「項目」欄は、収入・支出の内容を記載してください。
3. 「収入」欄の【国庫補助金以外】は内訳を詳しく記載してください。
4. 「支出」欄の【委託費】は項目と支出相手方を記載してください。
5. 「日付」欄は、各項目ごとに記載してください。

国土交通省所管

補助事業者名

国			補助事業者										備考
歳出予算 科目	交付決定 の額	補助率	歳 入			歳 出							
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫 補助金 相当額	支出済額	うち国庫 補助金 相当額	翌年度 繰越額	うち国庫 補助金 相当額	
	円			円	円		円	円	円	円	円	円	

記載要領

1. 「国」の「歳出科目」は、項及び目を記載すること。
2. 「補助事業者」の「科目」欄は、歳入にあつては款、項及び目をそれぞれ記載すること。
3. 「予算現額」欄は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分して、それぞれの額を記載すること。
4. 「備考」欄は、参考となるべき事項を適宜記載すること。
5. 補助事業に係る補助事業者の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業に係る補助金についての調書の作成は本表に準ずること。この場合において、補助事業者の歳入の「科目」に「前年度繰越金」を掲げる場合は、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下に国庫補助金額を（）内書きとすること。

番 号  
年 月 日

官 署 支 出 官  
国土交通大臣官房会計課長 殿

補助事業者

令和 年度 技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）  
概算払（精算払）請求書

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定の通知のあった技術研究開発費補助金（スマートシティ実装化支援事業）について、下記により金 円を概算払（精算払）によって交付されたく請求します。

記

1. 請求の内容

事業費	国 庫 補助額	既受領額		今回受領額		残額		事業 完了 予定 期日	備考
		金額	出 来 高	金額	月日 まで 出来高	金額	年度内 出来高		
円	円	円	%	円	%	円	%	年 月 日	

2. 事業完了予定日 令和 年 月 日

振込銀行	支店名	預金区分	口座番号	口座名義人

(注)

1. 事業費は補助対象事業の総額を記入すること。
2. 国庫補助金は、国庫補助総額を記入すること。
3. 予定出来高の％は、整数で記入すること。
4. 交付決定額が変更された場合、備考欄に変更年月日等を記入し既受領額がある場合には、出来高を変更後の既受領額に見合う％に修正し、それぞれ記入すること。
5. 請求額は予定出来高以内とすること。
6. 上記予定額の積算にあたっては、事業進捗状況、出来高明細等の基礎資料により勘案し積算すること。  
※概算払いにおいては、概算払請求書に積算内訳等の資料を添付すること。
7. 精算払請求書については、今回請求額、残額、事業完了の各欄中の「予定」を抹消すること。